

就活セクハラ撲滅に関する意見書（案）

就職活動中の学生が、志望する企業の社員などから性的な嫌がらせを受ける、いわゆる就活セクハラが大きな問題となっている。

就活セクハラは、企業と学生という不均衡な力関係の下で行われ、立場の弱い学生が泣き寝入りすることも珍しくない。また、学生の将来を狂わせるだけでなく、治療を要するほど心身に大きなダメージを負わせることもある。

ビジネスニュースサイトが本年2月に実施した「就活セクハラ緊急アンケート」によると、回答者の約半数が就職活動中にセクハラ被害に遭っており、そのうちの多くが被害を誰にも相談できずにいる。

就職活動中の学生は、企業に雇用された労働者ではないため、労働法等の保護対象とはなっていない。実際に、就活セクハラに関しては、相談窓口や救済機関がなく、労働局も調停時に関与する程度にとどまっている。

国際労働機関（ILO）の「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約及び勧告では、求職者や仕事の応募者も保護対象に含まれている。しかし、日本はこの条約を批准しておらず、就活セクハラへの対策が非常に遅れている現状がある。

多くの企業が集中する東京において、就活セクハラを撲滅するための対策が必要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 就活セクハラ定義を明確にし、法規制を行うこと。
- 2 相談窓口の開設や救済機関の創設など、就活セクハラに関する対策を抜本的に強化すること。
- 3 国際労働機関（ILO）の「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

東京都議会議長 石川良一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
厚生労働大臣

宛て